

改善報告書

大学名称 愛知学院大学 (大学評価実施年度 2020 (令和 2) 年度)

1. 大学評価後の改善に向けた全般的な取り組み状況

本学は、2020 年度に第 3 期認証評価を受審し、是正勧告 1 項目、改善課題 6 項目の提言が付された。これら提言のすべてが、本学が大学としてふさわしい水準を確保するため、さらに本学の理念・目的を果たすために必ず改善を要するものとして非常に重く受け止め、本学の内部質保証を推進する組織である自己点検・自己評価委員会を中心に組み込んでいくものとした(資料 1-1～1-2)。なお、2021 (令和 3) 年度に本学の内部質保証体制を再整備し、新たに内部質保証推進会議を内部質保証推進組織とし、改善に取り組むこととした(資料 1-3～1-4)。

各提言への改善プロセス・体制については、本学の内部質保証体制(2021 (令和 3) 年度に改正・施行 資料 1-3～1-4)を踏まえ、内部質保証推進会議の下、学部・学科、研究科・専攻・課程、事務部門(委員会含む)等による所管を定め、改善に向けた方策を検討していくこととした(資料 1-5～1-8)。各所管組織は、内部質保証推進会議からの指示を受け、学部教授会、研究科委員会や各種委員会等での議論・検討等による学内調整・協議を経て、本学の取組として適切かつ大学基準に適合する改善策を講じ、内部質保証推進会議へ改善報告を行った(資料 1-9～1-10)。特に付された改善課題のうち、「基準 2. 内部質保証」に関しては、内部質保証体制の再整備を目的としていることから、本学の内部質保証推進に大きく関係する事項であることに鑑み、内部質保証推進会議が改善案の策定に深く関与することにした。

上記のプロセス・体制で改善に向けた取組を実施した結果、是正勧告が付された「基準 10. 大学運営・財務 (1) 大学運営」における学則改正については、2020 (令和 2) 年度速やかに改定し(資料 1-11)、「学校法人愛知学院事務組織規程」をはじめとする関連諸規程については、2021 (令和 3) 年度に改定し整備した(資料 1-12)。また規程に基づく適切な大学運営を行うための改善策として、大学組織の大学事務局長の配下にキャンパス事務局長を配置し、迅速に各キャンパスの問題点を改善できる体制を整え、キャンパス事務局長の指示のもと、規程等の改定を含めて対応できる措置を講じた。このほかシラバスに授業時間外学習のほか明示すべき事項の記載の徹底を図るため、学部においては教務委員会、研究科においては大学院委員会でシラバスにおける第 3 者チェックの内容・方法の見直しを行うなど、すべての提言について改善に向けた取組を実施した。

<根拠資料>

資料 1-1 愛知学院大学自己点検・自己評価委員会議事録 (2021.3.23)

資料 1-2 愛知学院大学自己点検・自己評価委員会議事録 (2021.5.25)

資料 1-3 愛知学院大学内部質保証推進規程 (2021.6.1 制定)

資料 1-4 愛知学院大学内部質保証体制図 (2021.6.1 策定)

- 資料 1-5 愛知学院大学内部質保証推進会議議事録 (2021.6.22)
- 資料 1-6 愛知学院大学内部質保証推進会議議事録 (2022.4.26)
- 資料 1-7 愛知学院大学内部質保証推進会議議事録 (2023.5.23)
- 資料 1-8 大学認証評価 改善課題・是正勧告への対応について
- 資料 1-9 愛知学院大学内部質保証推進会議議事録 (2024.1.23)
- 資料 1-10 愛知学院大学内部質保証推進会議議事録 (2024.2.20)
- 資料 1-11 代表教授会議事録 (2021.2.5)
- 資料 1-12 学内理事会議事録 (抜粋) (2022.2.22)

2. 各提言の改善状況

(1) 是正勧告

No.	種 別	内 容
1	基準	基準 10. 大学運営・財務 (1) 大学運営
	提言（全文）	2019（令和元）年度から 2020（令和 2）年度にかけて、学則や「学校法人愛知学院事務組織規程」をはじめとした関連規程の改正を行わずに、大幅な組織改編を実施していることから、規程に基づく適切な大学運営が行われているとはいえない。学則改正を含めて、可及的速やかに諸規定を整備するよう是正されたい。
	大学評価時の状況	事務組織編制を含む組織の大幅改編があった際は、学則や「学校法人愛知学院事務組織規程」をはじめとする関連諸規程の改正を行ったうえで、運用することが求められているが、度重なる変更により規程改正が追い付かず、結果として大学の根幹である学則や関連諸規程の整備を怠る結果となった。
	大学評価後の改善状況	上記の指摘を受け、学則については、2021（令和 3）年 2 月 5 日の代表教授会において審議・承認し、同年 2 月 25 日の学内理事会および 3 月 25 日の法人理事会・評議員会の審議・承認を経て、愛知学院大学学則の改定を行った（資料 1-11、資料 2-(1)-1-1、資料 2-(1)-1-2、資料 2-(1)-1-3）。 「学校法人愛知学院事務組織規程」をはじめとする関連諸規程は、2022（令和 4）年 2 月 22 日ならびに同年 3 月 23 日の学内理事会において審議・承認され、規程改定を行った（資料 1-12、資料 2-(1)-1-4、資料 2-(1)-1-5、資料 2-(1)-1-6、資料 2-(1)-1-7）。 このことにより、指摘事項の改善が図られた旨、内部質保証推進会議にて確認した（資料 1-9）。
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料 2-(1)-1-1 学内理事会議事録（抜粋） (2021.2.25) 資料 2-(1)-1-2 学校法人愛知学院理事会議事録・学校法人愛知学院評議員会議事録

		(抜粋) (2021.3.25) 資料 2-(1)-1-3 愛知学院大学学則 (2022.4.1 施行) 資料 2-(1)-1-4 学内理事会議事録 (抜粋) (2022.3.23) 資料 2-(1)-1-5 学校法人愛知学院事務組織規程 (2022.4.1 施行) 資料 2-(1)-1-6 学校法人愛知学院事務分掌規程 (2022.4.1 施行) 資料 2-(1)-1-7 愛知学院大学職制規則 (2022.4.1 施行)
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5 4 3 2 1

(2) 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準 2. 内部質保証
	提言（全文）	「全学自己点検・自己評価委員会」と「大学教学改革推進会議」の 2 つの内部質保証推進組織のもと、自己点検・評価結果に基づく改善・向上を行う体制としているものの、両内部質保証推進組織の活動が『点検・評価報告書』作成等の大学評価への対応に終始しており、各部局への改善に向けたフィードバックが十分であるとはいいがたい。今後は、自律的に各部局への改善支援を行う体制を整備し、教育をはじめとする諸活動の質を自ら保証するよう、改善が求められる。
	大学評価時の状況	本学は、2019（令和元）年 4 月に、内部質保証推進に責任を負う組織として自己点検・自己評価委員会を設置し、①自己点検・自己評価の基本計画に関すること、②自己点検・自己評価の対象となる範囲、分野、項目等に関すること、③自己点検・自己評価の組織及び体制に関すること、④自己点検・自己評価の結果に基づく検証及び改善策の策定に関すること、⑤自己点検・自己評価に関わる報告書の作成及び公表に関すること、⑥認証評価機関への対応等に関することを所管事項とした。 他方、本学の教育改革に関する重要事項及び自己点検・自己評価のうち特に「教育」の質保証についての審議・立案、教学に関する自己点検・自己評価を実施する組織として、大学教学改革推進会議を置き、①大学・大学院の教学に係る中長期計画に関する事項、②教育に係る理念・ポリシーの策定に関する事項、③教育課程編成に関する事項、④IR 機能と PDCA サイクルに関する事項を所管としていたが、全学自己点検・自己評価委員会と大学教学改革推進会議の双方で所管事項の一部が重複し、かつ学長をはじめとした構成員が同一であった。このほか、双方の内部質保証推進組織の活動が『点検・評価報告書』の作成等に終始

		しており、各部局への改善に向けたフィードバックが十分ではなかった。
	大学評価後の改善状況	全学自己点検・自己評価委員会ならびに大学教学改革推進会議の役割分担や両会議組織を統括する学長の権限が不明確であるなどの大学評価結果を受け、全学自己点検・自己評価委員会にて内部質保証体制の見直しを検討した。2021（令和 3）年 3 月 23 日開催の同委員会にて新たな内部質保証体制を提案し、同年 5 月 25 日開催の同委員会にて「内部質保証推進規程」ならびに「内部質保証体制図」を決定した（資料 1-1、資料 1-2、資料 1-3、資料 1-4）。 同委員会での決定を経て、従前の「大学教学改革推進会議規程」ならびに「自己点検・自己評価規程」を廃止し、新たに 2021（令和 3）年 6 月 1 日より「内部質保証推進規程」を施行した（資料 1-3）。 「内部質保証推進規程」に基づき、「全学自己点検・自己評価委員会」と「大学教学改革推進会議」を再編成し、2021（令和 3）年 6 月 1 日より「内部質保証推進会議」ならびに「自己点検・評価委員会」を設置した。なお、「内部質保証推進会議」を内部質保証推進に責任を負う組織とし、「自己点検・評価委員会」を各組織および全学的な観点から点検・評価を行うチェック機関とした。また双方の会議組織では異なる構成員を委員とし、本学の自己点検・評価の客観性を確保している（資料 1-3、資料 1-4）。 各部局での自己点検・評価結果を内部質保証推進会議で取り纏め、自己点検・評価委員会に全学的な観点からの点検・評価を依頼。自己点検・評価委員会で精査し、纏められた評価結果は、再び内部質保証推進会議に報告ならびに改善策として提言している。提言内容は、内部質保証推進会議の議長である学長から各部局へフィードバックすることにより、全学的な改善を 2021（令和 3）年度より継続的に推し進めている（資料 1-7、資料 2-(2)-1-1、資料 2-(2)-1-2、資料 2-(2)-1-3、資料 2-(2)-1-4、資料 2-(2)-1-5）。

		また改正された「内部質保証推進規程」に基づき、「内部質保証に関する方針（手続き含む）」も修正し、大学ホームページ上で公開している（資料 2-(2)-1-6）。
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料 2-(2)-1-1 愛知学院大学内部質保証推進会議議事録（2023.6.20） 資料 2-(2)-1-2 愛知学院大学自己点検・評価委員会議事録（2023.9.7） 資料 2-(2)-1-3 愛知学院大学内部質保証推進会議議事録（2023.9.12） 資料 2-(2)-1-4 愛知学院大学自己点検・評価報告書 2022 年度 資料 2-(2)-1-5 ディプロマ・ポリシーに係わるアセスメント・プランの実施状況及びそれに基づく改善案に関する点検・評価報告書 2022 年度 資料 2-(2)-1-6 愛知学院大学ホームページ (https://www.agu.ac.jp/guide/ideal/)
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5 4 3 2 1
No.	種 別	内 容
2	基準	基準 4. 教育課程・学習成果
	提言（全文）	心身科学部健康科学科では、1 年間に履修登録できる単位数の上限が設定されているものの、所属学部長が許可し、教務部長の承認を得た場合は上限値に関係なく履修登録できるとしており、特に 1・2 年次で実際に上限を超えて多くの単位を履修登録する学生が相当数いる。また、薬学部及び歯学部では 1 年間に履修登録できる単位数の上限が定められておらず、特に各学部 1 年次で実際に多くの単位を履修登録する学生が相当数いる。シラバスには授業時間外学習の記載を必須としているものの、実際には記載されていないシラバスもあり、単位の実質化を図る措置は不十分であるため、単位制の趣旨に照らして改善が求められる。
	大学評価時の状況	本学では単位の実質化を図るため、各セメスタ

		一で履修登録できる単位数の上限を設定しており、「愛知学院大学履修に関する規程」（現：「愛知学院大学履修及び成績に関する規程」）において、単位の実質化を図るとともに、各年次にわたって適切に履修することで学修の質を向上させることを目的に、薬学部及び歯学部を除く学部では半期 28 単位と規定するとともに、1 年間に履修登録できる単位数の上限を 44 単位と定めている（健康科学科、健康栄養学科は 48 単位）。しかし、心身科学部健康科学科では、1 年間に履修登録できる単位数の上限を 48 単位と定め、上限を超えて履修登録を行う場合は、所属学部長の許可及び教務部長の承認を必要としているものの、履修登録できる単位数の上限の対象外となる科目を置いていること、成績優秀者に対する上限緩和措置があることから、特に 1・2 年次で実際に上限を超えて多くの単位を履修登録する学生が相当数おり、単位の実質化を図る措置が十分に講じられていなかった。 また、薬学部及び歯学部では 1 年間に履修登録できる単位数の上限を定めておらず、特に各学部 1 年次で実際に多くの単位を履修登録する学生が相当数いるものの、単位の実質化を図る措置が十分に講じられていなかった。 関連して、シラバスに各科目における授業時間外学習時間として予習・復習時間を明記し、単位の実質化を図ってきたが、一部の科目において授業時間外学習時間が未記載のシラバスもあり、教員への記載徹底ならびに学生への周知徹底がそれぞれなされていなかった。 学部・研究科のシラバスについては、全学共通のフォーマットを使用し、記載内容に関するチェック体制も整備し、内容の適切性・整合性の担保を図ってきたが、大学院の授業科目のシラバスにおいて、各回の授業内容及び授業計画に未記載があり、記載に関して十分な周知徹底がなされていなかったことに加え、チェック体制が機能していなかった。
	大学評価後の改善状況	内部質保証推進会議で大学評価結果の共有、指摘事項を踏まえた取組の方向性に関する意見交換

		を経て、全学教務委員会にて学生の履修登録状況を精査・検証し、指摘を受けた 3 学科については、「年間の履修登録単位の見直し」または「50 単位を超えて履修する学生に対しての指導体制整備」等の単位の実質化を図るための改善策を講じるよう指示し、 ①健康科学部健康科学科（旧：心身科学部健康科学科）は、各種資格取得を目指し入学を希望する学生が多い。このため、入学時だけでなく毎年度のガイダンスにおいて、資格取得に向けての丁寧な説明と計画的な履修が必要であることについて繰り返し説明を行っている（資料 2-(2)-2-1）。特に多くの学生が履修している教職課程については、卒業に係る修得単位数が、大学の基準を下回る学生に対しては、卒業を優先させる判断を行い、その結果、50 単位を超えて履修する学生を微減させることができた（資料 2-(2)-2-2）。 ②薬学部においては、主に 1 年生の履修登録単位数が問題となっていることから、学生への履修指導を徹底するほか（資料 2-(2)-2-3）、カリキュラム改定に合わせ、「愛知学院大学薬学部の履修及び成績評価に関する規程」を改定し、履修登録単位数を年間 50 単位未満とすることを明記し、2024（令和 6）年度入学生より施行、運用している（資料 2-(2)-2-4、資料 2-(2)-2-5）。 ③歯学部においても薬学部同様、1 年生の履修登録単位数が問題となっていることから、教養部と協議のうえ、「愛知学院大学歯学部の履修等に関する規程」を改定し、履修登録単位数を年間 50 単位未満と明記し、2023（令和 5）年度入学生より適用、運用している（資料 2-(2)-2-6、資料 2-(2)-2-7、資料 2-(2)-2-8、資料 2-(2)-2-9）。 以上の改善内容を教務委員会で確認のうえ、当該改善内容については、内部質保証推進会議においても報告し、引き続き改善進捗を図っていくことを確認した（資料 2-(2)-2-10、資料 1-10）。 そのほかシラバスについても、学部においては教務委員会、研究科においては大学院委員会から各学部・研究科にシラバス第 3 者チェックの内
--	--	--

		容・方法の見直しを行い、授業時間外学習時間のほか、明示すべき事項の記載徹底を図る旨を指示した。 その結果、各学部・研究科ともシラバス作成・第3者チェックを適切に実施し、適切なチェック体制を整備していること、また授業時間外学習時間のほか、明示すべき事項の記載徹底が図られていることについて、教務委員会ならびに大学院委員会で確認した（資料 2-(2)-2-10、資料 2-(2)-2-11）。 また、2024（令和 6）年度シラバスの作成・第3者チェックについても適切に実施し、授業時間外学習時間のほか、明示すべき事項の記載を徹底し、単位の実質化を図っている（資料 2-(2)-2-12、資料 2-(2)-2-13、資料 2-(2)-2-14）。 以上の改善内容については、今後も関係委員会ならびに代表教授会、大学院委員会で改善に係る検討を実施し、適切に運用することを内部質保証推進会議において確認した（資料 1-9）。 《改善に向けた今後の取り組み》 健康科学部健康科学科においては、更なる改善へ向け、履修単位数の是正につながるカリキュラム改変を 2025 年度より実施できるよう、現在検討を進めている。（資料 2-(2)-2-15、資料 2-(2)-2-16、資料 2-(2)-2-17）。
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料 2-(2)-2-1 2024 年度 在校生ガイダンス資料 資料 2-(2)-2-2 学生の履修登録状況（過去 3 年分） 資料 2-(2)-2-3 学生への WebCampus による伝達文 資料 2-(2)-2-4 薬学部教授会（臨時）議事録（2024.1.12） 資料 2-(2)-2-5 愛知学院大学薬学部の履修及び成績評価に関する規程 資料 2-(2)-2-6 歯学部教授会議事録（2022.6.22） 資料 2-(2)-2-7 歯学部教授会議事録（2022.9.7） 資料 2-(2)-2-8 歯学部教授会議事録（2022.12.14） 資料 2-(2)-2-9 愛知学院大学歯学部の履修等に関する規程

		資料 2-(2)-2-10 教務委員会抄録 (2023.11.2) 資料 2-(2)-2-11 大学院委員会議事録 (2023.12.6) 資料 2-(2)-2-12 2024 年度版 シラバス作成に関するガイドライン 資料 2-(2)-2-13 シラバス第三者チェックについて 資料 2-(2)-2-14 2024 年度シラバス (https://unipa.agu.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml) 資料 2-(2)-2-15 健康科学科会議要旨 (2023.7.5) 資料 2-(2)-2-16 健康科学科教育推進 WG ミーティング 議事録・資料 (2023.8.2) 資料 2-(2)-2-17 健康科学科会議要旨 (2023.11.8)
	＜大学基準協会使用欄＞	
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5 4 3 2 1
No.	種 別	内 容
3	基準	基準 4. 教育課程・学習成果
	提言 (全文)	文学研究科宗教学仏教学専攻博士後期課程及び同研究科歴史学専攻博士後期課程においては、学位授与方針に明示した学修成果の測定方法として学位論文ループリックを設定しているものの、具体的な様式及び運用スケジュールについていまだ検討中であるため、改善が求められる。
	大学評価時の状況	本学の大学院研究科においては、以前から多様な方法により学修成果を把握してきたが、2020（令和 2）年度に各研究科・専攻・課程のアセスメント・プランを策定し、2021（令和 3）年度までに運用開始を実施する準備を進めてきた。 さらに学部同様、2020（令和 2）年度に「ディプロマ・ポリシーに示した学修成果の測定方法及び達成目標の関係表」を作成し、2021（令和 3）年度までには、ほとんどの研究科・専攻で同関係表に記載した方法により学修成果を測定する予定としてきた。 当該関係表に基づいて、学修成果の測定方法として学位論文ループリックを設定している研究

		科・専攻においては、ほとんどの研究科・専攻において作成・運用されているが、指摘された研究科・専攻・課程においては、学位授与方針に明示した学修成果の測定方法として学位論文ループリックを設定しているものの、具体的な様式及び運用スケジュールが検討途上にあり、確定ならびに運用開始が明示できていなかった。
	大学評価後の改善状況	上記の指摘を受け、文学研究科宗教学仏教学専攻では 2022（令和 4）年度、同歴史学専攻では 2021（令和 3）年度に博士学位論文ループリックを作成した（資料 2-(2)-3-1、資料 2-(2)-3-2）。 作成以後、博士学位論文の審査において実際にループリックを使用・評価している。なお、両専攻が属する文学研究科自己点検委員会ならびに文学研究科委員会にてループリックの妥当性についてあらためて審議・承認がなされた（資料 2-(2)-3-3、資料 2-(2)-3-4、資料 2-(2)-3-5）。 このことにより、指摘事項の改善が図られた旨、内部質保証推進会議にて確認した（資料 1-9）。
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料 2-(2)-3-1 博士学位論文ループリック（文学研究科宗教学仏教学専攻） 資料 2-(2)-3-2 博士学位論文ループリック（文学研究科歴史学専攻） 資料 2-(2)-3-3 文学研究科自己点検委員会議事録（2023.5.24） 資料 2-(2)-3-4 文学研究科自己点検委員会議事録（2023.10.4） 資料 2-(2)-3-5 文学研究科委員会議事録（2023.10.11）
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に関する評定	5 4 3 2 1
No.	種 別	内 容
4	基準	基準 5. 学生の受け入れ
	提言（全文）	2020（令和 2）年度において、歯学部歯学科で

		収容定員に対する在籍学生数比率が 1.04 と高いため、学部の変員管理を徹底するよう、改善が求められる。
	大学評価時の状況	受審当時、指摘を受けた歯学部歯学科においては、留年者の累積等の要因により収容定員に対する在籍学生数比率が 1.04 と高くなっており、学部の定員管理が徹底できていなかった。
	大学評価後の改善状況	内部質保証推進会議で大学評価結果の共有、指摘事項を踏まえた取組の方向性に関する意見交換を経て、入試委員会で各学部学科の収容定員に対する在籍学生数比率についての検証を行い、特に指摘を受けた歯学部歯学科においては、留年者の累積が要因の一つと考えられることから、対策として 1 年次から学生をサポートする「コミュニケーションサポートシステム (CSS)」(現在は名称を「歯学部学生支援室」に変更)を整備し、各学年においてグループ単位にチューター教員を配置し、学生の学修面や生活面について定期的な面談・サポートを実施、留年者等の削減に取り組んでいる(資料 2-(2)-4-1、資料 2-(2)-4-2、資料 2-(2)-4-3、資料 2-(2)-4-4)。 この取組により 2021 (令和 3) 年度は 1.01 と収容定員に対する在籍学生数比率に改善の兆しが見え平常の数値に戻ったが、2022 (令和 4) 年度から 2024 (令和 6) 年度の各年度の入試において、入学者数が入学定員を下回ったことにより、2024 (令和 6) 年 5 月 1 日付で、収容定員に対する在籍学生数比率は 1.04→0.89 と大きく割り込む結果となり、受審当時に指摘された「定員超過」ではなく「定員未充足」の基準に抵触する結果となった(資料 2-(2)-4-5)。 《改善に向けた今後の取り組み》 この現状を受け、歯学部では入試センターとの協働による入試広報活動の強化(歯学部教員同行の高校訪問による志願者獲得強化、在籍学生の地域性を考慮した学部説明会の実施強化等)を進める一方、歯科医師国家試験の合格率を改善する施策として「ALL pass プロジェクト」を立ち上

		げ、合格率向上と連動させた志願者増加の取組を2023（令和5）年度より実施し、引き続き改善に向けて取り組んでいくことを入試委員会で確認した（資料2-(2)-4-6、資料2-(2)-4-7、資料2-(2)-4-8、資料2-(2)-4-9、資料2-(2)-4-10）。 入試委員会での確認事項については、本学の内部質保証に責任を負う組織である内部質保証推進会議においても、学部学科における在籍学生数比率維持の取組について報告があり、今後も入試委員会を中心に検討していくことを確認した（資料1-10）。
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料2-(2)-4-1 歯学部教授会議事録（抜粋）（2021.3.24） 資料2-(2)-4-2 愛知学院大学歯学部 CSS 委員会規程 資料2-(2)-4-3 歯学部教授会議事録（抜粋）（2022.3.23） 資料2-(2)-4-4 愛知学院大学歯学部学生支援室規程 資料2-(2)-4-5 大学基礎データ表2 資料2-(2)-4-6 歯学部教授会議事録（抜粋）（2022.5.18） 資料2-(2)-4-7 歯学部教授会議事録（抜粋）（2022.7.13） 資料2-(2)-4-8 歯学部教授会議事録（抜粋）（2023.2.8） 資料2-(2)-4-9 ALL pass プロジェクト概要 資料2-(2)-4-10 入試委員会議事録（2024.2.9）
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	
	改善状況に関する評価	5 4 3 2 1
No.	種 別	内 容
5	基準	基準5. 学生の受け入れ
	提言（全文）	2019（令和元）年度において、収容定員に対する在籍学生数比率につき、文学研究科博士前期課程で0.20、同博士後期課程で0.09、心身科学研究科博士後期課程で0.25、経済学研究科修士課程で0.29、

		商学研究科博士後期課程で 0.13、経営学研究科博士後期課程で 0.07、法学研究科博士前期課程で 0.47、同博士後期課程で 0.17、総合政策研究科博士前期課程で 0.33、同博士後期課程で 0.00 と低いため、大学院の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。
	大学評価時の状況	本学の大学院研究科では、各研究科委員会での検討を経て、大学院委員会で入学試験判定を行っており、入学者選抜方式についても大学院委員会で確認・協議し、入学定員等の見直しを実施している。 しかしながら、受審当時、指摘を受けた各研究科・課程において、全国的に大学院で学ぶことへの価値の薄れ、就職状況の好転や内定率の上昇などにより、進学希望者の減少につながり、収容定員に対する在籍学生数比率が大きく下回り、未充足の状態から脱するには至らなかった。
	大学評価後の改善状況	内部質保証推進会議で大学評価結果の共有、指摘事項を踏まえた取組の方向性に関する意見交換を経て、大学院委員会で各研究科・専攻・課程に対して、大学院の入学者や収容定員に関する検討を指示した。この指示に基づいて、各研究科・専攻・課程において検討した結果、指摘を受けたすべての研究科・専攻・課程において学生確保の方策を改善検討し、特に経営学研究科においては 2023（令和 5）年度より博士前期課程の入学定員を 20 名から 10 名、博士後期課程の入学定員を 10 名から 5 名に減少させる措置を講じることとし、総合政策研究科博士後期課程においては、2024（令和 6）年度より学生募集停止の措置を講じることとした。 この定員変更ならびに学生募集停止については、大学院委員会にて審議・承認したのち、学内理事会・法人理事会・評議員会にて審議・承認し、定員変更については 2022（令和 4）年 7 月 25 日付で「収容定員関係学則変更届出書」を文科省に提出した。学生募集停止については 2023（令和 5）年 6 月 21 日付で「学生募集についての報告」を文科省に提出した（資料 2-(2)-5-1、資料 2-(2)-5-2、資料 2-(2)-5-3、資料 2-(2)-5-4、資料 2-(2)-5-5、資料 2-(2)-5-6）。 しかしながら、定員変更および学生募集停止の措

		置を講じた研究科も含め、2024（令和 6）年 5 月 1 日付で、各研究科・課程における収容定員に対する在籍学生数比率は、文学研究科博士前期課程で 0.20→0.25、同博士後期課程で 0.09→0.07、心身科学研究科博士後期課程で 0.25→0.54、経済学研究科修士課程で 0.29→0.21、商学研究科博士前期課程で 0.70→0.30、同博士後期課程で 0.13→0.07、経営学研究科博士前期課程で 0.55→0.15、同博士後期課程で 0.07→0.00、法学研究科博士前期課程で 0.47→0.73、同博士後期課程で 0.17→0.00、総合政策研究科博士前期課程で 0.33→0.25 となり、心身科学研究科博士後期課程と法学研究科博士前期課程を除く研究科・課程においては基準内の改善に至ることができなかった（資料 2-(2)-4-5）。 《改善に向けた今後の取り組み》 基準を満たしていない研究科・課程においては、引き続き定員充足に向けた本学大学院の各研究科・課程の魅力を学部学生や社会人に伝えるため、多様なメディアを活用した広報活動強化や新たな入試制度の確立、カリキュラム改定による学部教育との接続を意識した仕組みの構築などを検討・実施していくことを確認している（資料 2-(2)-5-7、資料 2-(2)-5-8、資料 2-(2)-5-9、資料 2-(2)-5-10、資料 2-(2)-5-11、資料 2-(2)-5-12、資料 2-(2)-5-13）。 他方、本学の大学院各研究科において、入学定員の在り方を大学院委員会で協議し、場合によっては研究科・課程の統廃合、定員削減、学生募集停止等の措置を講じることも視野に今後も継続的に検討を行うこととした（資料 2-(2)-5-14、資料 2-(2)-5-15、資料 2-(2)-3-3、資料 2-(2)-5-16、資料 2-(2)-5-17、資料 2-(2)-5-18）。 大学院委員会での確認事項については、本学の内部質保証に責任を負う組織である内部質保証推進会議においても、研究科・課程における在籍学生数比率維持の取組について報告があり、今後も大学院委員会を中心に検討していくことを確認した（資料 2-(2)-5-19、資料 1-9）。
--	--	---

	「大学評価後の改善状況」の 根拠資料	資料 2-(2)-5-1 大学院委員会議事録 (2022.5.11) 資料 2-(2)-5-2 学内理事会議事録 (抜粋) (2022.5.18) 資料 2-(2)-5-3 学校法人愛知学院理事会議事録・学 校法人愛知学院評議員会議事録 (抜粋) (2022.5.27) 資料 2-(2)-5-4 大学院委員会議事録 (2023.5.10) 資料 2-(2)-5-5 学内理事会議事録 (抜粋) (2023.5.17) 資料 2-(2)-5-6 学校法人愛知学院理事会議事録・学 校法人愛知学院評議員会議事録 (抜粋) (2023.5.26) 資料 2-(2)-5-7 心身科学研究科委員会議事録 (2023.10.11) 資料 2-(2)-5-8 心身科学研究科委員会議事録 (2023.11.29) 資料 2-(2)-5-9 商学研究科委員会議事録 (2023.10.11) 資料 2-(2)-5-10 経営学研究科委員会議事録 (2023.3.1) 資料 2-(2)-5-11 税理士広報資料(経済学部学生向け) 資料 2-(2)-5-12 法学研究科自己点検・自己評価委員 会議事録 (2023.11.8) 資料 2-(2)-5-13 法学研究科委員会議事録 (2023.11.15) 資料 2-(2)-5-14 文学研究科自己点検委員会議事録 (2023.4.19) 資料 2-(2)-5-15 文学研究科自己点検委員会議事録 (2023.5.17) 資料 2-(2)-5-16 文学研究科自己点検委員会議事録 (2023.6.14) 資料 2-(2)-5-17 文学研究科自己点検委員会議事録 (2023.11.7) 資料 2-(2)-5-18 総合政策研究科委員会議事録 (2023.7.12) 資料 2-(2)-5-19 大学院委員会議事録 (2024.1.10)
	<大学基準協会使用欄>	
	検討所見	

	改善状況に関する評定	5 4 3 2 1
No.	種 別	内 容
6	基準	基準 6. 教員・教員組織
	提言（全文）	大学院経済学研究科においては大学院課程に特化した FD が実施されていないため、適切にこれを実施するよう、改善が求められる。
	大学評価時の状況	本学の大学院研究科では、基礎学部の専任教員が大学院担当教員を兼務していることから、受審当時の経済学研究科において大学院課程に特化した FD 活動が実質的に実施されていなかった。
	大学評価後の改善状況	内部質保証推進会議で大学評価結果の共有、指摘事項を踏まえた取組の方向性に関する意見交換を経て、大学院 FD 委員会において各研究科の FD 活動についての検証を行い、改善を図ることとした（資料 2-(2)-6-1）。 特に、経済学研究科ではこの指摘を踏まえて、研究科単独の FD 委員会を年 2 回開催し、大学院課程に特化した FD 活動を実施している（資料 2-(2)-6-2、資料 2-(2)-6-3）。 また、すべての研究科においても FD 活動が実施されており、大学院 FD 委員会において各研究科の FD 実施状況を確認した（資料 2-(2)-6-4）。 大学院 FD 委員会で確認した事項については、内部質保証推進会議でも報告され、大学院課程に特化した FD 活動の推進を継続的に確認・指示していくこととした（資料 1-9）。 なお 2023 年度において、すべての研究科においても大学院課程に特化した FD 活動が実施されている（資料 2-(2)-6-5）。
	「大学評価後の改善状況」の根拠資料	資料 2-(2)-6-1 大学院 FD 委員会議事録（2023.6.16） 資料 2-(2)-6-2 経済学研究科 FD 委員会議事録（2022.6.15） 資料 2-(2)-6-3 経済学研究科 FD 委員会議事録（2023.3.1） 資料 2-(2)-6-4 大学院 FD 委員会議事録

		(2023.12.7) 資料 2-(2)-6-5 大学院 FD 委員会議事録 (2024.3.4)				
	<大学基準協会使用欄>					
	検討所見					
	改善状況に関する評価	5	4	3	2	1

＜大学基準協会使用欄＞

【概評】

＜改善に向けた大学全体の取り組み＞

[illegible]

＜是正勧告、改善課題の改善状況＞